		日	号外	ページ
三三	盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則第四条第二項の規定に基づく告示	一七	268	五
三四	交通の方法に関する教則の一部を改正する件	一七	268	五
三五	道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件	一七	268	六
三六	ダンス教授講習機関の住所の変更の届出があった件	一七	268	六
三七	ダンス教授試験機関の住所の変更の届出があった件	二八		三
	○警察庁			
一	広域緊急援助隊員の服制の一部を改正する件	一七	268	六
	○金融庁			
一一八	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件	二八		三
一一九	連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件	二八		三
一二〇	投資法人が発行を予定する短期投資法人債が企業内容等の開示に関する内閣府令第一条第十三号の二に規定する指定格付機関から取得する必要のある格付を指定する件を廃止する件	三		一
一二一	資産の流動化に関する法律施行規則第二十六条第二項第五号並びに第九十一条第二号イ及びロの規定に基づく特定目的会社が発行を予定する特定約束手形が企業内容等の開示に関する内閣府令第一条第十三号の二に規定する指定格付機関から取得する必要のある格付を指定する件を廃止する件	六		二
一二二	銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件	一七	268	九
一二三	信用金庫代理業者に係る信用金庫代理業の許可がその効力を失った件	一七	268	一一
一二四	本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件	二二		二
一二五	金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき信用格付業者の関係法人を指定する件	二七	275	五〇
一二六	金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件の一部を改正する件	二七	275	五二
一二七	金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等に基づき、適格格付業者及び適格格付を定める件	二七	275	五六
一二八	特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件	二七	275	五六
一二九	特別金融商品取引業者及びその子法人等の経営の健全性の状況に係る区分及びこれに応じた命令の内容を定める件	二七	275	七〇
一三〇	最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件	二七	275	七一
一三一	最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性の状況に係る区分及びこれに応じた命令の内容を定める件	二七	275	一三
一三二	金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件	二七	275	一四
一三三	保険業法施行規則別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社）保険契約に関する指標等の項下欄第八号等の規定に基づき、金融庁長官が別に指定する者を定める件	二八	278	三五
一三四	保険業法施行令第四十条第一号等の規定に基づき、生命保険募集人に係る制限が適用されない場合等を定める件等の一部を改正する件	二八	278	三五
一三五	保険業法施行規則別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社）保険契約に関する指標等の項下欄第八号等の規定に基づき、金融庁長官が別に指定する者を定める件の一部を改正する件	二八	278	三五
一三六	保険業法第百六条第七項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として保険会社若しくは保険持株会社又はそれらの子会社のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件の一部を改正する件	二八	278	三五
一三七	長期信用銀行法施行規則第二十五条の十六第六号ハの規定に基づき所属長期信用銀行と長期信用銀行代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者を定める件	二八	278	三六
一三八	銀行法施行規則第三十四条の三十七第六号ハの規定に基づき所属銀行と銀行代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者を定める件	二八	278	三六